

令和7年9月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和7年9月2日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
  
- 4 議 題
  - ① 承認第1号 専決処分の承認について
  - ② 議案第1号 四万十町教育委員会職員懲戒審査委員会規則の改正について
  - ③ 議案第2号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の改正について
  - ④ 議案第3号 四万十町特別支援学級就学援助費支給要綱の改正について
  - ⑤ 議案第4号 令和6年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について
  - ⑥ 議案第5号 令和7年度教育委員会関係予算案（9月補正）について
  
- 5 協議事項
  
- 6 報告事項
  
- 7 その他
  - ① 令和7年度 全国学力・学習状況調査 結果について
  - ② 保育所訪問について
  - ③ 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	川上 武史、 今西 浩一、 真城 和也、 都築 桂

承認第1号

専決処分の承認について

区域外就学の協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和7年9月2日 提出

四万十町教育長 山脇 光章



## 参 考

### 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号) 【抜粋】

(委任)

**第 1 条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

**第 2 条** 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

**第 3 条** 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

**第 4 条** 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

## 参 考

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）【抜粋】

（区域外就学等）

第 9 条 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

議案第 1 号

四万十町教育委員会職員懲戒審査委員会規則の改正について

四万十町教育委員会職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 別紙

### 四万十町教育委員会職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

四万十町教育委員会公印規則（平成18年四万十町教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「手続き」を「手続」に、「委員会」を「審査委員会」改める。

第2条の見出しを「(所掌事項)」に改め、同条第1項中「委員会」を「審査委員会」に、「教育長の諮問に応じ職員」を「四万十町教育委員会職員」に改め、「調査審議」の次に「し、その結果を四万十町教育委員会に報告」を加え、同条第2項を削る。

第3条第1項中「委員会」を「審査委員会」に改め、同条第3項中「四万十町職員懲戒審査委員会との公平さを期するため、四万十町長が指名した職員2名」を「町長部局の職員2人」に改める。

第4条を次のように改める。

(職務及び代理)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第5条を削る。

第6条中「委員会の審議」を「審査委員会」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「審査委員会」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条中「必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする」を「審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が定める」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

四万十町教育委員会職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>四万十町教育委員会職員懲戒審査委員会規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、四万十町職員の分限に関する<u>手続</u>及び効果等に関する条例（平成18年四万十町条例第23号）及び四万十町職員の懲戒の<u>手続</u>及び効果に関する条例（平成18年四万十町条例第26条）の規定に基づく四万十町教育委員会職員の分限及び懲戒処分について、四万十町教育委員会職員懲戒審査委員会（以下「<u>審査委員会</u>」という。）を設置し、公正な運営に資することを目的とする。</p> <p><u>(所掌事項)</u></p> <p>第2条 <u>審査委員会</u>は、<u>四万十町教育委員会職員</u>の分限及び懲戒事案につき、処分の基準、処分の是非、種類、量定等に関する事項について調査審議し、<u>その結果を四万十町教育委員会に報告</u>する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>審査委員会</u>は、委員長及び委員で組織する。</p> <p>2 委員長は、教育長をもって充てる。</p> <p>3 委員は、教育次長、学校教育課長及び<u>町長部局の職員2人</u>をもって充てる。</p> <p><u>(職務及び代理)</u></p> <p>第4条 <u>委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。</u></p>	<p>四万十町教育委員会職員懲戒審査委員会規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、四万十町職員の分限に関する<u>手続</u>及び効果等に関する条例（平成18年四万十町条例第23号）及び四万十町職員の懲戒の<u>手続</u>及び効果に関する条例（平成18年四万十町条例第26条）の規定に基づく四万十町教育委員会職員の分限及び懲戒処分について、四万十町教育委員会職員懲戒審査委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）を設置し、公正な運営に資することを目的とする。</p> <p><u>(任務及び権限)</u></p> <p>第2条 <u>委員会</u>は、<u>教育長の諮問に応じ職員</u>の分限及び懲戒事案につき、処分の基準、処分の是非、種類、量定等に関する事項について調査審議する。</p> <p><u>2 委員会は、適正を期するために必要に応じ、教育長に対し意見を述べることができる。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>委員会</u>は、委員長及び委員で組織する。</p> <p>2 委員長は、教育長をもって充てる。</p> <p>3 委員は、教育次長、学校教育課長及び<u>四万十町職員懲戒審査委員会との公平さを期するため、四万十町長が指名した職員2名</u>をもって充てる。</p> <p><u>(委員の任期)</u></p> <p>第4条 <u>委員の任期は、1年とする。ただし再任することができる。</u></p> <p><u>2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>(委員長等)</u></p> <p>第5条 <u>委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、副委員長は委員の互選</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p><u>第5条 審査委員会</u>は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。</p> <p>2 <u>審査委員会</u>は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>審査委員会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第6条</u> 委員会の庶務は、学校教育課において行う。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第7条</u> この規則に定めるもののほか、<u>審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が定める。</u></p>	<p><u>によって定める。</u></p> <p>2 <u>委員長は会務を総理し、委員会を代表する。</u></p> <p>3 <u>副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p><u>第6条 委員会の審議</u>は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。</p> <p>2 <u>委員会</u>は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>委員会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第7条</u> 委員会の庶務は、学校教育課において行う。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第8条</u> この規則に定めるもののほか、<u>必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。</u></p>

【改正理由】

平成 27 年 4 月 1 日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により「教育委員長」と「教育長」が一本化されたことに伴い、この規則も改正され、第 2 条の規定も「教育委員長」から「教育長」に改正されています。

しかし結果的に、「教育長」が「教育長自身が委員長を務める審査委員会」に諮問するという不適切な状態となっていたため、第 2 条を改正するものです。

また、この改正に併せて字句の修正等を行いますが、主な内容は次のとおりです。

- ① 「委員会」と「教育委員会」の表記が混同しないよう「委員会」を「審査委員会」と改めます。
- ② 委員構成も概ね決まっておりますが審査委員会の開催頻度も少ないことが想定されるため、必要性の低い任期の規定は削除します。

## 議案第 2 号

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の改正について

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

### 記

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成 18 年四万十町教育長告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「による申請書により、当該児童等が就学する学校長を経由して」を「により、次の各号のいずれかの方法により」に改め、同項ただし書中「が就学する学校長に提出された」を「に係る」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 当該児童等が就学する学校長を経由する方法

（2） 町が指定する電子申請システムを利用して、直接教育委員会に申請する方法

第 4 条第 3 項中「第 1 項の申請書を受理した」を「学校長を経由する申請の場合、」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>(申請)</p> <p><b>第4条</b> 援助費の支給を受けようとする保護者は、毎年度、別記第1号様式により、次のいずれかの方法により教育長に申請しなければならない。ただし、複数の児童等がいる世帯の場合は、最年少の児童等に係る申請書をもって、その世帯の全ての児童等の申請がなされたものとみなす。</p> <p>(1) 当該児童等が就学する学校長を経由する方法</p> <p>(2) 町が指定する電子申請システムを利用して、直接教育委員会に申請する方法</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>学校長を経由する申請の場合</u>、学校長は、別記第2号様式に申請者の状況を取りまとめて教育長へ提出するものとする。</p>	<p>(申請)</p> <p><b>第4条</b> 援助費の支給を受けようとする保護者は、毎年度、別記第1号様式による申請書により、当該児童等が就学する学校長を経由して教育長に申請しなければならない。ただし、複数の児童等がいる世帯の場合は、最年少の児童等が就学する学校長に提出された申請書をもって、その世帯の全ての児童等の申請がなされたものとみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の申請書を受理した</u>学校長は、別記第2号様式に申請者の状況を取りまとめて教育長へ提出するものとする。</p>

【改正の理由】

本要綱は、経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対して、就学に必要な経費を援助する要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給に関する事項を定めたものです。

今回の改正により、申請方法の見直しを行い、従来の紙による申請に加え、スマートフォンやパソコンから申請可能な電子申請を導入することで、保護者の利便性の向上を図ります。

## 議案第 3 号

### 四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱の改正について

四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

### 記

#### 四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示

四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱（平成 18 年四万十町教育長告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「申請書に必要事項を記入し、在学する学校長（以下「当該学校長」という。）に提出するものとする」を「、在学する学校長を経由して教育長に申請書を提出しなければならない」に改め、同条第 2 項中「算定」を「確認」に改め、「等、必要書類」及び「、若しくは教育長に必要書類を提出」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、公簿等により当該所得額が確認できる場合はこの限りでない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、電子申請システムによる申請の場合は、教育長に直接申請することができる。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

参考

四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>(申請)</p> <p><b>第4条</b> 奨励費の支給を受けようとする者は、毎年度、教育長の指定する日までに、<u>在学する学校長を経由して教育長に申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の申請書には、児童・生徒と生計を一にする世帯全員の前年の所得額が<u>確認</u>できる資料を添付しなければならない。<u>ただし、公簿等により当該所得額が確認できる場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、電子申請システムによる申請の場合は、教育長に直接申請することができる。</u></p>	<p>(申請)</p> <p><b>第4条</b> 奨励費の支給を受けようとする者は、毎年度、教育長の指定する日までに<u>申請書に必要事項を記入し、在学する学校長（以下「当該学校長」という。）に提出するものとする。</u></p> <p>2 前項の申請書には、児童・生徒と生計を一にする世帯全員の前年の所得額が<u>算定</u>できる資料等、<u>必要書類</u>を添付、<u>若しくは教育長に必要書類を提出</u>しなければならない。</p>

【改正の理由】

本要綱は、四万十町立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を援助することにより、経済的負担の軽減を図り、特別支援教育の振興に資することを目的として、奨励費の支給に関する事項を定めたものです。

今回の改正により、申請方法の見直しを行い、従来の紙による申請に加え、スマートフォンやパソコンから申請可能な電子申請を導入することで、保護者の利便性の向上を図ります。

議案第4号

令和6年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について

地方教育行政の組織と運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和6年度の四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価を、別添「四万十町教育委員会の自己点検・自己評価報告書」のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和7年9月2日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 参 考

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔昭和 31 年法律第 162 号【抜粋】

#### （事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

#### （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

議案第5号

令和7年度教育委員会関係予算案（9月補正）について

令和7年度教育委員会関係予算案（9月補正）について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和7年9月2日 提出

四万十町教育長 山脇 光章